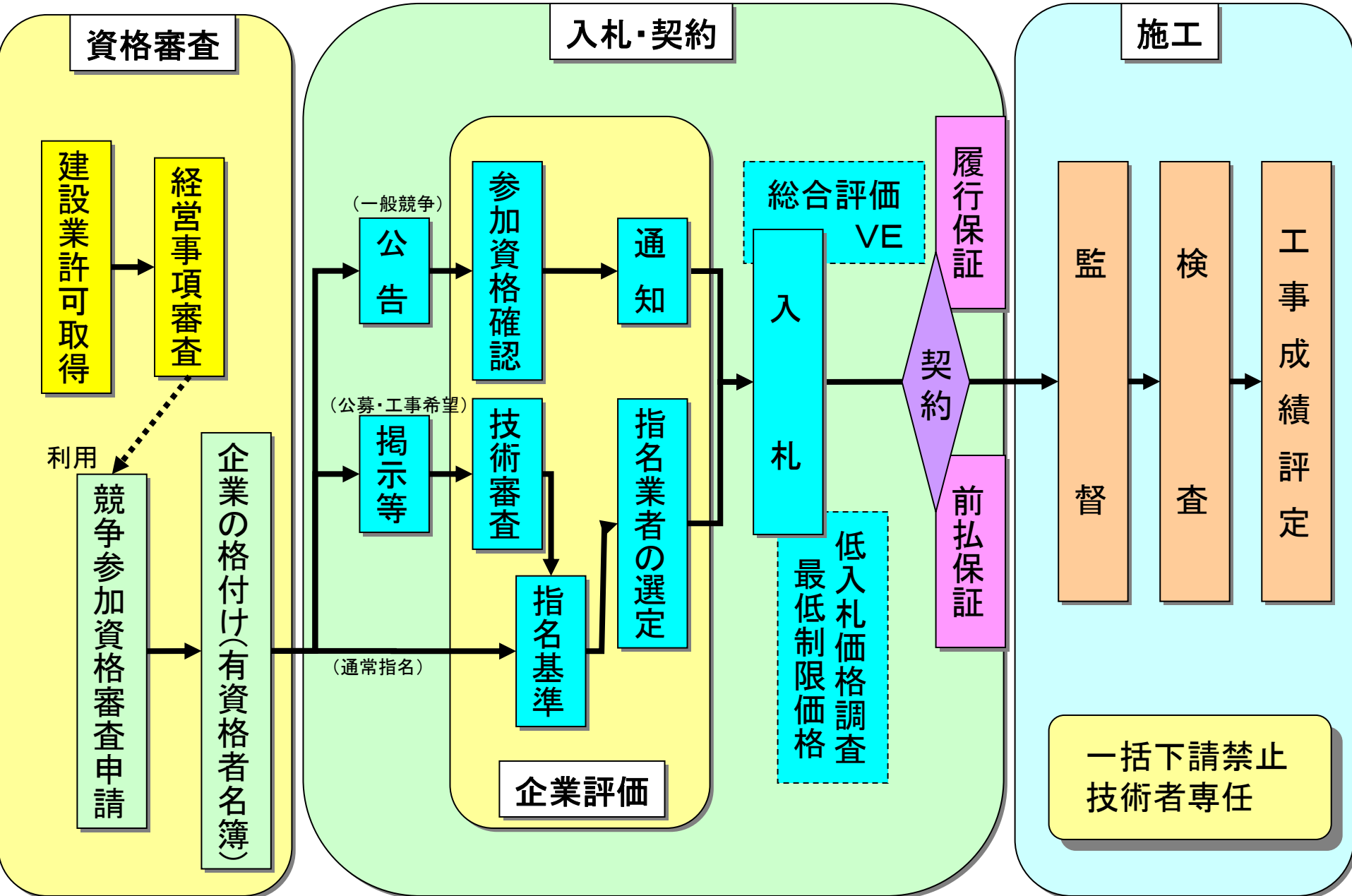


これまでの議論の整理（案）参考資料

公共工事における入札契約の流れ



国土交通省における等級区分(格付)について

公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者

(経営事項審査申請=決算期毎に申請)

(資格審査申請=2年に1度)

許可をした国土交通大臣又は都道府県知事

公共工事の発注者(国土交通省)

経営事項審査

利用

競争参加資格審査

客観的事項の審査
⇒経営事項評価点数(客観点数)

+

主観的事項の審査(工事成績等)
⇒技術評価点数(主観点数)

||
総合点数

技術評価点数について

前年10月1日までの4年間における希望工事種別毎の直轄工事における工事成績から算定

= 工事規模 × 工事成績 × 工事難易度
× VE評価点数 × 部局係数

工事規模: 契約金額/100万円

工事成績: 工事成績評定点 - 65

※客観点と主観点の最高点の比率は5:5

総合点数に応じ、有資格者の
等級別登録(ランク制)
(有資格者名簿の作成)

経営事項審査

完成工事高(X_1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出
それぞれの審査項目は、平均700点となるよう設定

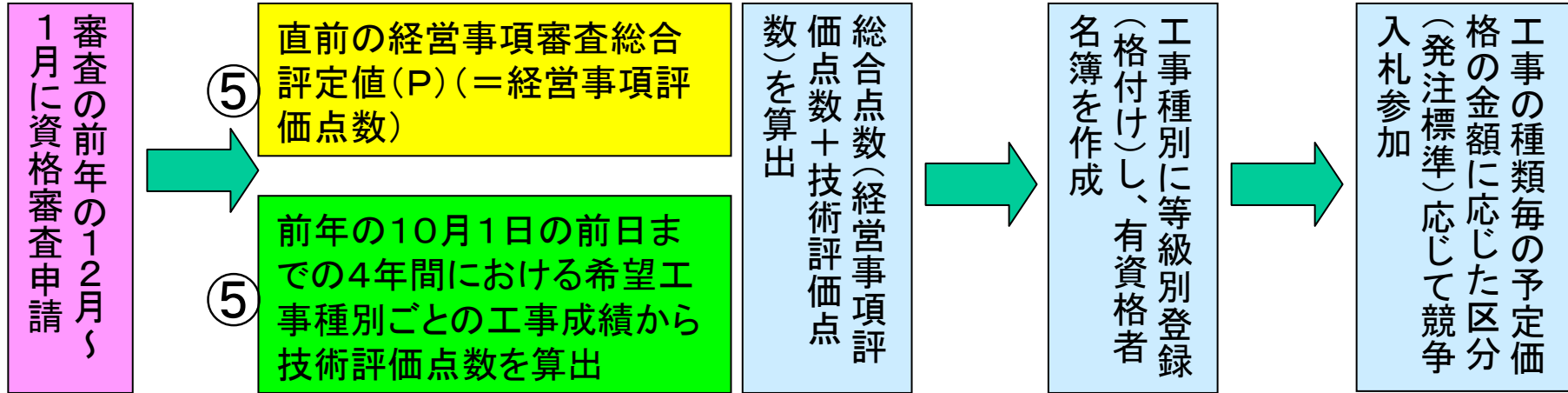
項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X_1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,565点 最低点:569点	0.35
	X_2	自己資本額 職員数	最高点:954点 最低点:118点	0.10
経営状況	Y	①収益性 ②流動性 ③安定性 ④健全性	最高点:1,430点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	技術職員数(許可業種別)	最高点:2,402点 最低点:590点	0.20
その他の審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②工事の安全成績 ③営業年数 ④建設業経理事務士の数	最高点:967点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.35X_1 + 0.10X_2 + 0.20Y + 0.20Z + 0.15W$	最高点:1905点 最低点:329点	

経営状況(Y)

- ①収益性:売上高営業利益率・総資本経常利益率・キャッシュ・フロー対売上高比率
- ②流動性:必要運転資金月商倍率・立替工事高比率・受取勘定月商倍率
- ③安全性:自己資本比率・有利子負債月商倍率・純支払利息比率
- ④健全性:自己資本対固定資産比率・長期固定適合比率・付加価値対固定資産比率

競争参加資格審査(国土交通省直轄工事の場合)

2年に1回定期の一般競争資格審査を実施



【国土交通省直轄工事における例】

平成15・16年度工事種別等級(関東・一般土木工事)

工事種別	等級	総合点数
一般土木工事	A	2,174~
	B	1,671~2,173
	C	966~1,670
	D	~965

「経営事項評価点数」:「技術評価点数」=5:5

【国土交通省直轄工事における例】

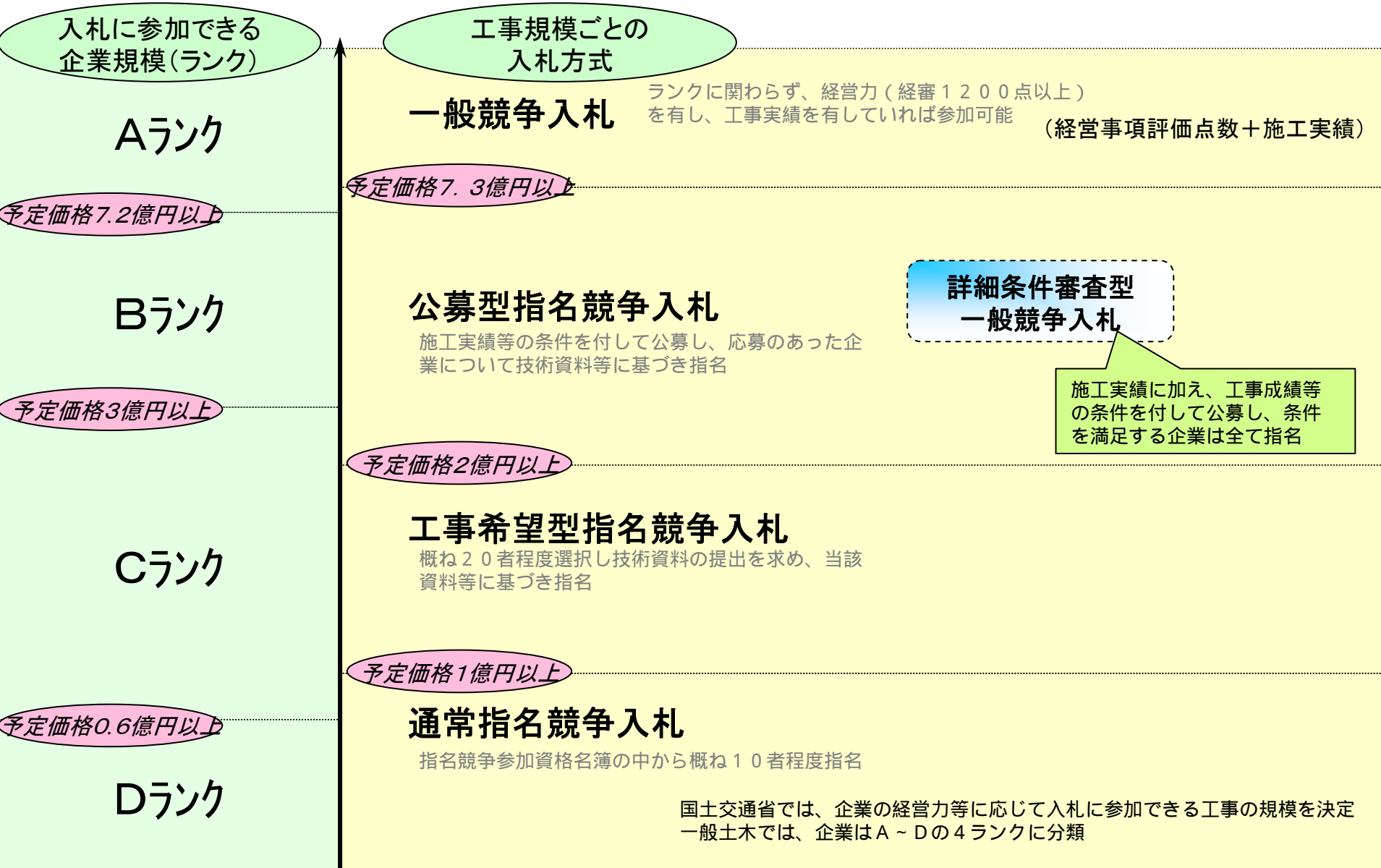
平成15・16年度発注標準関係(全地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万以上
	B	3億以上 7億2千万未満
	C	6千万以上 3億未満
	D	6千万未満

一般競争は経営事項評価点数1200点以上が要件

なお、地方公共団体等では、経営事項評価点数のみを利用している発注者の他、技術評価点数のウェートを低く設定する発注者が多い。

国土交通省における一般土木発注標準と入札方式(H16年度)



都道府県・政令市における主観点の評価項目

主観点数には、さまざまな評価項目があるが、工事成績、ISO、工事实績、指名停止状況について評価項目としている団体が多い。このほか、障害者雇用や防災協力等の社会的・地域的貢献を評価している団体もある。

(工事实績に関する項目)

公共工事の受注実績	16 団体
民間工事の受注実績	7 団体
VE又は難易度の高い工事の実績	2 団体

(工事成績に関する項目)

工事成績	51 団体
優良表彰の受賞歴	19 団体

(事業者の能力に関する項目)

ISO9000S(品質)の取得状況	42 団体
施工管理技士等の技術者数	16 団体

(その他の項目)

指名停止・営業停止等の経歴	39 団体
ISO14000S(環境)の取得状況	14 団体
障害者雇用の状況	16 団体
防災行政への協力等の社会貢献	6 団体
県債権の滞納状況	3 団体
建退共の履行状況	2 団体
建設機械の保有状況	2 団体
建設業従事職員数	2 団体
労働法令等違反	1 団体
建設業団体加入の有無	1 団体
厚生年金基金への加入	1 団体

※ 16年3月現在 国土交通省調べ
都道府県・政令市が採用している評価項目について、採用団体数を集計

国土交通省直轄工事における指名基準 (関東地方整備局土木工事の事例)

国土交通省においては、あらかじめ定められた基準に基づき、項目毎にA・B・Cの3段階評価を行い、それを総合して、C評価がない事業者の中でA評価の数が多い事業者を指名している。

評価項目	選定における着目点	2A	A	B	C
1. 不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等。				
2. 経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等。				
3. 安全管理	事故等に基づく指名停止の有無。その他労働基準監督署の指導を受け、改善を行っていない等。				
4. 労働福祉	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等。				
5. 経営事項	経営事項審査の有効期限が切れている。				
6. 地理的条件	関東地方整備局管内の営業拠点の存在。				

評価項目	選定の着目点	2A	A	B	C
①手持ち工事の状況(手持工事量)	関東地方整備局内当該工事種別の当該年度受注額÷当該工事種別の過去3年間の関東地方整備局内平均受注額＝手持工事量比率 ※ただし、手持工事量比率が極端に大きなものについては、別途考慮することができる。		手持工事量比率 0.5未満 0.5以上1未満 (0.5A)	手持工事量比率 1以上	
②施工実績	平成6年4月1日以降の同種工事又は類似工事の施工実績※	直轄工事の実績あり 又は公団等の実績で申請した工事が優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る)を受けている場合(1.5A)	公団等の実績あり 都道府県の実績で申請した工事が優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る)を受けている場合(0.5A)	都道府県、その他の実績あり	実績なし
③技術者評価	平成6年4月1日以降の近隣地域内工事の施工実績※ 【平成6年4月1日以降の】主任又は監理技術者の経験※ 注：〔 〕書きは一般土木工事で工事規模がB等級のみ。 ただし、特殊工事は延長可。		同種工事で主任(監理)技術者、又は現場代理人としての経験あり (0.5A) 【工事の特殊性により類似で求めることができる】	同種の経験あり	同種又は類似工事の経験なし
④地域特性	平成6年4月1日以降の関東地方整備局発注工事における優良技術者表彰※ 本店の所在地 注：一般土木工事で工事規模B等級 本店の所在地 注：一般土木工事で工事規模C等級		施工都県内に本店あり(A) 地方整備局管内に本店あり(0.5A) 施工都県内に本店あり 注：近接都県を含む場合あり(0.5A)	あり その他	なし
⑤その他技術的適性	当該工事の履行に係わる平成6年4月1日以降の技術開発※ 週休2日制への取組意欲※		あり(0.5A)	なし	
⑥安全管理の状況	事故及び不誠実な行為による注意		事故による文書注意の評価の期間(-1A)	事故による口頭注意の評価の期間(-0.5A)	

評価項目	選定の着目点	2A	A	B	C
⑥安全管理の状況	事故及び不誠実な行為による 注意		不誠実な行為による 文書注意の評価 の期間 (-1A) あり	不誠実な行為による 口頭注意の評価 の期間 (-0.5A) なし	
⑦当該年度指名	関東地方整備局での当該工事 種別の安全管理表彰の有無 注：一般土木工事及びAS舗装 工事を対象		5回未満 (0.5A)	5回以上	
⑧工事成績	関東地方整備局での当該年度 の公募型指名競争入札による 当該工事種別の指名回数	80点以上 (3A) 75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	70点未満(2年連 続 60点未満を除 く)	2年連続 60点 未満
⑨優良工事表彰	関東地方整備局での過去2年 間の当該工事種別の優良工事 表彰の有無(複数回の表彰を受 けた場合であっても有無のみの 評価を行う。最大値は0.5Aとす る。また、同一工事でイメー ジアップ表彰を受けた場合には、イメ ージアップ表彰の評価項目にお いて評価する。)		局長表彰あり (0.5A) 事務所長表彰あり (0.3A)	なし	
⑩イメージアップ 表彰	関東地方整備局での過去2年 間の当該工事種別のイメージ アップ表彰の有無(複数回の表彰 を受けた場合であっても有無の みの評価を行う。最大値は0.3A とする。また、同一工事で優良 工事表彰を受けた場合は、最大 値を0.5Aとする。)		表彰あり (0.3A) 同一工事で優良工 事表彰を受けた場 合 (0.5A)	なし	
総合評価	上記評価項目での「A」の数及び工事評点により順位付けをする。 「C」が1つ以上ある業者は非指名とする。				

優先指名の事例

指名においても、成績優秀企業や、障害者雇用等の社会的な貢献をしている企業を優先指名することとしている発注者もある。

成績優秀企業

東京都
工事成績が優良だとして表彰を受けた企業について、表彰後1年間、優先指名を実施している。

障害者雇用企業

名古屋市
障害者雇用率が法定(1.8%)の2倍(3.6%)を達成している業者を認定し、すべて(工事・業務・物品を問わず)の指名競争入札において優先指名している。

災害ボランティア等の地域貢献参加企業

愛媛県
平成16年10月より、「災害ボランティアとして参加した業者」「大規模災害時の応急対策に従事した業者」に対し、優先指名を実施している

条件付一般競争入札及び指名競争入札において 競争参加者を成績優秀業者に限定している事例

群馬県の事例

工事成績優良業者限定指名競争入札 (試行)

1. 事業名 道路改良(円滑)事業
2. 工事概要 道路改良工事L=60m等
3. 指名条件 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 過去2年間(平成14・15年度)に部長表彰以上を受賞した業者。
 - (2) 平成15・16年度建設工事入札参加資格審査で適格と認められ、土木一式工事の級別格付けがB等級以上であること。
 - (3) 原則として、当該工事を発注する土木事務所管内に営業の本店を置く建設業者であること。

横浜市の事例

条件付一般競争入札

1. 事業名 都市計画道路環状4号線
(下飯田地区)街路整備工事(その2)
2. 工事概要 土工(切土工15,957立方メートル、盛土工4,704立方メートル)等
3. 参加条件(入札参加資格)

平成16年度優良工事請負業者表彰名簿の土木部門に登録されている者、又は平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に通知された土木に係る工事の横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条に基づく工事完成検査結果通知書(当該期間内に2件以上の通知を受けた場合は、通知された月が最新月のものを対象とする。また、同一月に2件以上の通知を受けた場合は、最高点のものを対象とする。)の評定点が80点以上の者であること。

都道府県・政令市における選抜入札方式の導入状況

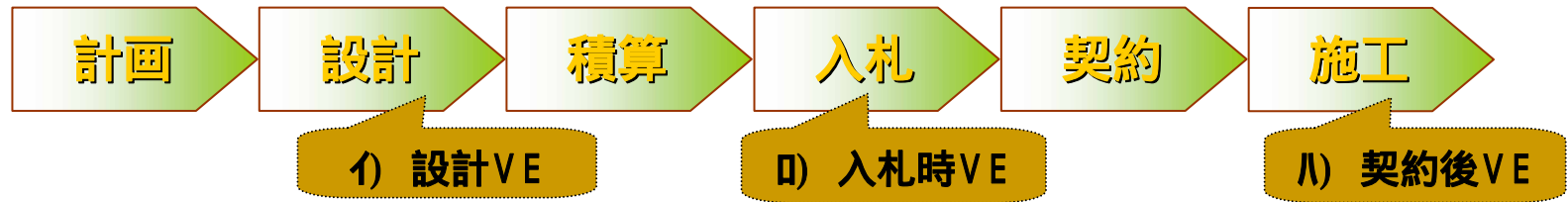
公共工事の入札において、配置予定技術者の確認や会社更生法等の経営状況や本店支店の所在地といった通常求める入札条件の他に、工事成績の平均点数やISOの取得といった項目を満たす者を評価し、選抜して行う入札方式

選抜事例	指名競争入札における評価団体数	公募型指名競争又は制限付一般競争入札における評価団体数
過去 年間の全ての工事成績の平均が 点以上の業者を指名あるいは参加条件とする	0 団体	2 団体
過去 年間の同種工事のみの工事成績の平均が 点以上の業者を指名あるいは参加条件とする	2 団体	3 団体
前回の優良工事表彰業者だけを指名あるいは参加条件とする	2 団体	2 団体
その工事の施工に必要な建設機械を保有している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	3 団体	0 団体

選抜事例	指名競争入札における評価団体数	公募型指名競争又は制限付一般競争入札における評価団体数
ISO9001を認証取得している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	1 団体	8 団体
ISO14001を認証取得している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	0 団体	1 団体
災害が起こった場合の協力体制を締結している業者を限定して指名あるいは参加条件とする	0 団体	1 団体
その他	1 団体	0 団体
その他の事例	地方公共団体が認定するエコ事業者	

技術提案による競争の促進

1. VE方式



- I) **設計VE** : 設計時に、VE 検討組織を発注者又はVE 検討業務委託先（建設コンサルタント）に設置し、VE 検討組織が提出した基本設計あるいは詳細設計に対しての代替案について、発注者内部に設置したVE 審査会が検討を行い、VE 提案が採用された場合にはその提案を基に設計・積算を行う方式。（工事発注については通常の入札による。）
- II) **入札時VE** : 工事の入札時に入札参加者の技術提案を受け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、当該提案を行った入札参加者はその技術提案を基に入札することができる方式。（発注者が行う予定価格の積算等には反映されない。）
- III) **契約後VE** : 工事の契約後に受注者からの技術提案を受け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の一部を支払う方式。

2. 設計・施工一括発注方式

施工方法が複数ある場合、設備工事等で設計と製造・施工が密接不可分な場合等において、最良の設計・工法の採用を可能とすること等の観点から、通常分離して発注している設計・施工を一括して発注するもの。概略の仕様に基づき設計案を受け付け、審査の上、入札参加者が各自の技術提案に基づき入札し、価格競争又は総合評価により落札決定を行う方式。

3. 総合評価落札方式

会計法第29条の6第2項・予決令第91条第2項に基づき、財務大臣との協議により、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方法。

価格その他の条件：工期、機能、安全性などの価格以外の要素

国土交通省における多様な入札契約方式(実施件数の推移)

年度	9	10	11	12	13	14	15
総合評価落札方式	-	-	2	5	34	472	617
入札時VE(対象工事件数) 1	35	17	18 (2)	19 (5)	74 (34)	491 (472)	689 (617)
契約後VE(対象工事件数)	101	134	282	320	1638	2081	2272
設計・施工一括発注方式	2	1	1	4	14	15	19
マネジメント技術活用方式	-	-	-	1	5	6	3

1 ()内の数字は、総合評価落札方式の案件

2 平成12年度以前は旧建設省の数値を記載

総合評価落札方式

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

【実施事例】

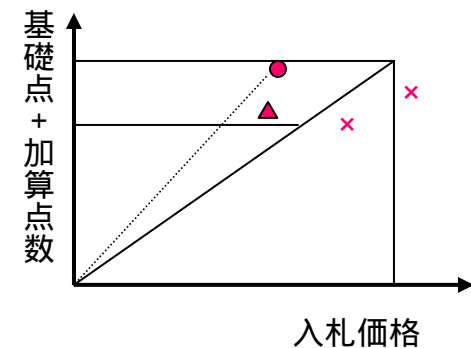
適用工事： 橋梁撤去工事

評価項目： 通行止による社会的損失を低減するため、通行止短縮時間と入札価格を総合的に評価。

【評価値 = (90点 + 通行止時間短縮時間*1.43点) / 入札価格】

平成14年度： 全発注金額の2割を目標として実施
450件、約3,300億円(20.3%)で試行

平成15年度： 全発注金額の2割以上を目標に実施



総合評価の評価事例(国交省)

大分類	小分類	具体例
ライフサイクルコスト	維持管理費	消費エネルギー(電力、燃料)をどのように低減させるか
性能・機能	初期性能の持続性	供用後の路面の轍掘れを如何に抑制するか
	騒音低減	供用後の走行騒音を何dB低下できるか
	耐久性	鉄筋の腐食を防止するため、コンクリートのひび割れを如何に抑制するか
	安定性	走行車両の安定性を保つため、床版コンクリートの平坦性をどのように向上させるか
環境の維持	騒音	工事中の工事騒音を何dB低下できるか
	振動	工事中の工事振動を少なくするためにどのような対策をとるか
	粉塵	工事用車両の走行による粉塵をどのように抑制するか
	水質汚濁	濁水のpH値を如何にして下げる(上げる)か
	大気汚染	NOx・SOx等の排ガスをどのように抑制するか
	生活環境	近隣住民とのコミュニケーションをどのように図るか
	生態系	貴重動植物の生息地の改変面積を如何に少なくするか
交通の確保	規制時間	工事に伴う交通規制時間の短縮効果
	交通ネットワークの確保	車線規制・迂回路使用の日数短縮効果
特別な安全対策	安全対策の良否	一般車両・歩行者の安全をどのように確保するか
省資源対策又は リサイクル	省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか
	リサイクルの良否	解体コンクリートを如何に再利用するか
その他	その他	

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

目 的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

基本理念

公共工事の品質は、社会資本を整備するという公共工事の社会経済上の重要な意義にかんがみ、現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、建設工事の特性(目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質は受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等)にかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等が品質を確保する上で重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保。

公共工事の品質確保に当たっては、受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、民間事業者の能力の活用、請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行、公共工事に関する調査・設計の品質確保に配慮。

発注者の責務

発注者は、発注関係事務(仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督、工事中・完成後の確認・評価等)を適切に実施。

発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存。また、必要な職員の配置等に努力。

政府等の取組み

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。
政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置。

品質を確保するための発注手続

発注者は、競争参加者の技術的能力(工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等)を審査。発注者は、競争参加者から技術提案を求めよう努力し(工事の内容からみて必要がない場合は除外)、中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。
この際、評価方法等に関する情報を公表。

発注者は、技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表。

発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、学識経験者の意見を聴取。

発注者の支援

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定するとともに、選定した者が行う発注関係事務の公正性を確保するため必要な措置。

国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成等に努力。

施行日等

平成17年4月1日から施行。

政府は、施行後3年経過の場合、本法の施行状況等について検討し、必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置。

都道府県・政令市における技術提案型の総合評価方式の導入状況

公共工事の入札において、価格に加え、入札に参加する業者に対し、環境の維持・交通の確保・特別な安全対策等の技術提案を求め、それらを総合的に評価して落札者を決定する入札方式

総合評価入札の実施要領を策定している団体数	17団体	過去に総合評価入札を実施したことがある団体数	14団体	平成16年度に実施された総合評価入札の件数	30件
-----------------------	------	------------------------	------	-----------------------	-----

都道府県・政令市における施工能力審査型の総合評価方式の導入状況

個別工事の技術提案を求めず、過去の工事实績・工事成績・配置予定技術者の経験や資格などを価格とともに総合的に評価して落札者を決定する入札方法

施工能力審査型の総合評価入札の実施要領を策定している団体数	2団体	過去に施工能力審査型の総合評価入札を実施したことがある団体数	1団体	平成16年度に実施された施工能力審査型の総合評価入札の件数	32件
-------------------------------	-----	--------------------------------	-----	-------------------------------	-----

東京都「施工能力審査型総合評価入札」の概要(平成17年度より試行)

適用工事の範囲

工事成績不良が集中している中小規模工事及びくじ引き落札案件が多発している設備工事を対象

施工能力評価点の算定方法

以下の点数の合計点(18点満点)を施工能力評価点とする。

工事成績評価点(13点満点)

工事成績評価点 =
(工事成績評定通知書の
総評定点の平均点 - 3.75) ÷ 7.5
平均点: 直近5件までの実績の相加平均

配置予定技術者の資格点(3点満点)

1級技術者 : 3点
2級技術者 : 2点
その他の技術者 : 1点

配置予定技術者の実績点(2点満点)

同種工事の監理技術者 : 2点
主任技術者 : 1.5点
担当技術者 : 1点
類似工事の監理技術者 : 1.5点
主任技術者 : 1点
担当技術者 : 0.5点

価格点の算定方法

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

最低制限価格が2/3 ~ 80/100で設定されるため、
価格点の範囲は20 ~ 33点となる。

落札者の決定方法

価格点と施工能力評価点の合計点
の一番高い者を落札者とする。

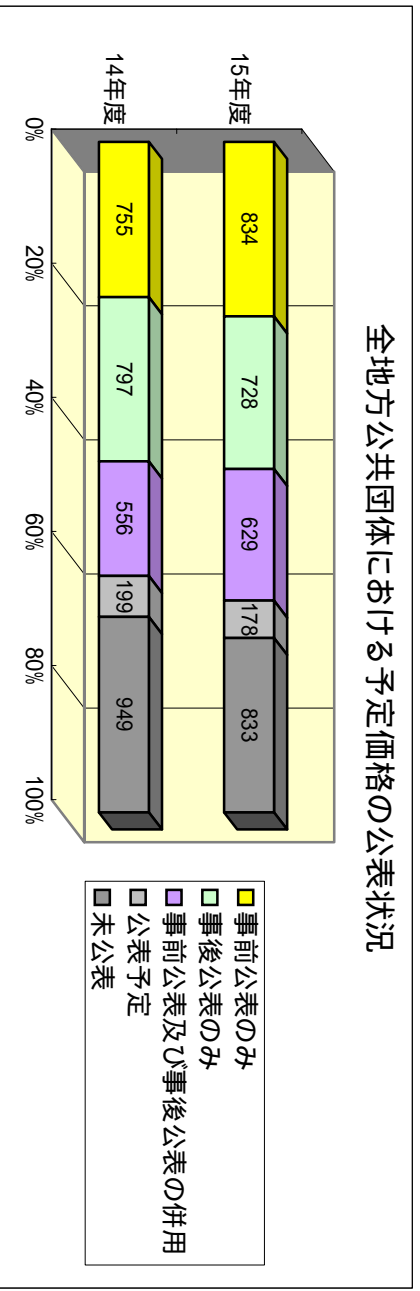
地方公共団体における予定価格の公表について

(平成16年3月末現在)

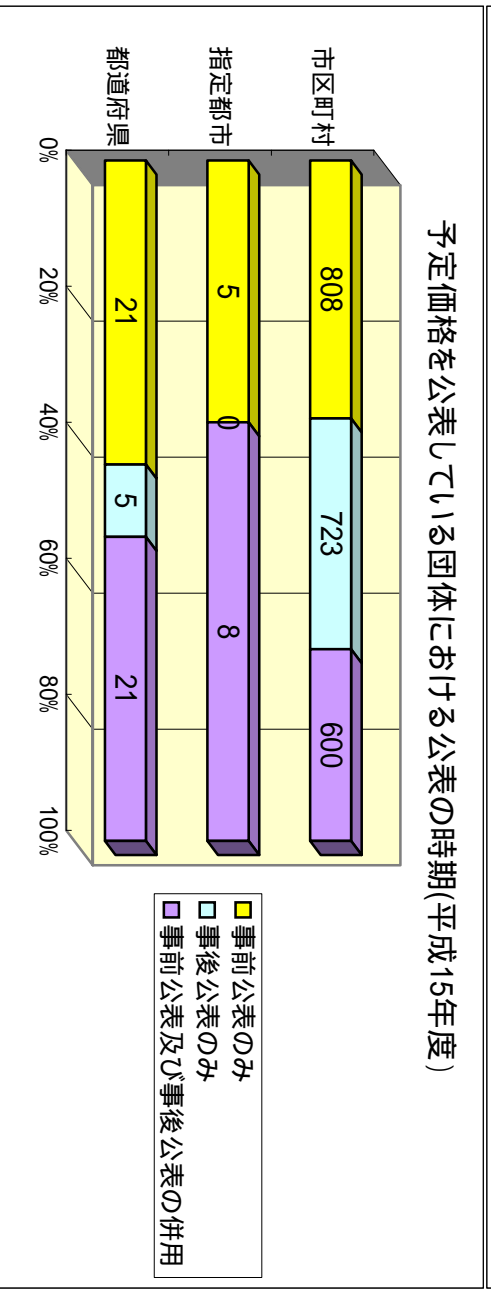
予定価格の事前公表については、予定価格漏洩を防止し、職員の不正行為防止に資するものであるが、落札価格が高止まりする、十分な積算も行わない不良不適格業者の参入を容易にするといった懸念もある。
 14年度と15年度を比較すると、公表を行う団体数は横這いであるが、事後公表が減少し、事前公表が増加する傾向となっている。

	事前公表のみ		事後公表のみ		事前公表及び事後公表の併用		公表予定		未公表	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	18	21	7	5	22	21	0	0	0	0
	38.3%	44.7%	14.9%	10.6%	46.8%	44.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	5	5	2	0	6	8	0	0	0	0
	38.5%	38.5%	15.4%	0.0%	46.1%	61.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	732	808	788	723	528	600	199	178	949	833
	22.9%	25.7%	24.7%	23.0%	16.5%	19.1%	6.2%	5.7%	29.7%	26.5%
計	755	834	797	728	556	629	199	178	949	833
	23.2%	26.1%	24.5%	22.7%	17.1%	19.6%	6.1%	5.6%	29.1%	26.0%

全地方公共団体における予定価格の公表状況



予定価格を公表している団体における公表の時期(平成15年度)



地方公共団体における最低制限価格の公表について (平成16年3月末現在)

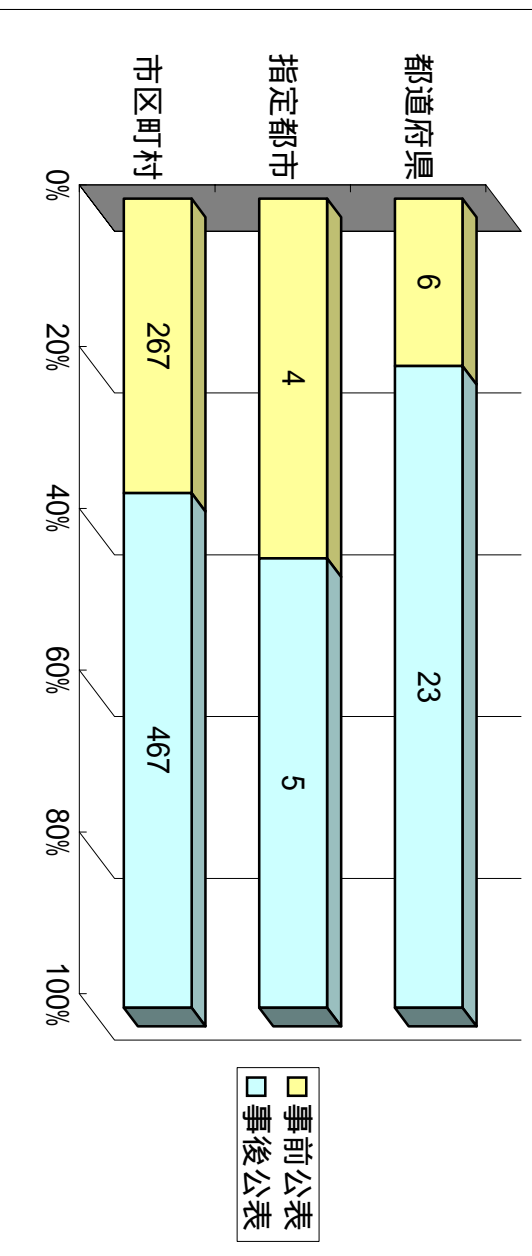
最低制限価格については、この制度を導入している団体の約4割がこれを公表している。
最低制限価格の公表については、予定価格の事前公表と併用する場合は、最低制限価格と同額で複数の者が入札する事態が生じやすく、いわゆる抽選落札を招くことが少なくない。

	公表済み		公表予定		未公表	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	27 65.8%	29 69.0%	2 4.9%	1 2.4%	12 29.3%	12 28.6%
指定都市	8 80.0%	9 90.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%
市区町村	672 38.1%	734 41.0%	184 10.4%	147 8.2%	911 51.5%	908 50.8%
計	707 38.9%	772 41.9%	187 10.3%	149 8.1%	924 50.8%	920 50.0%

最低制限価格制度を採用していない発注者を除く。

都道府県 5団体 (H15.3時点) 6団体)
 指定都市 3団体 (H15.3時点) 3団体)
 市区町村 1353団体 (H15.3時点) 1429団体)

最低制限価格の公表時期 (平成15年度)

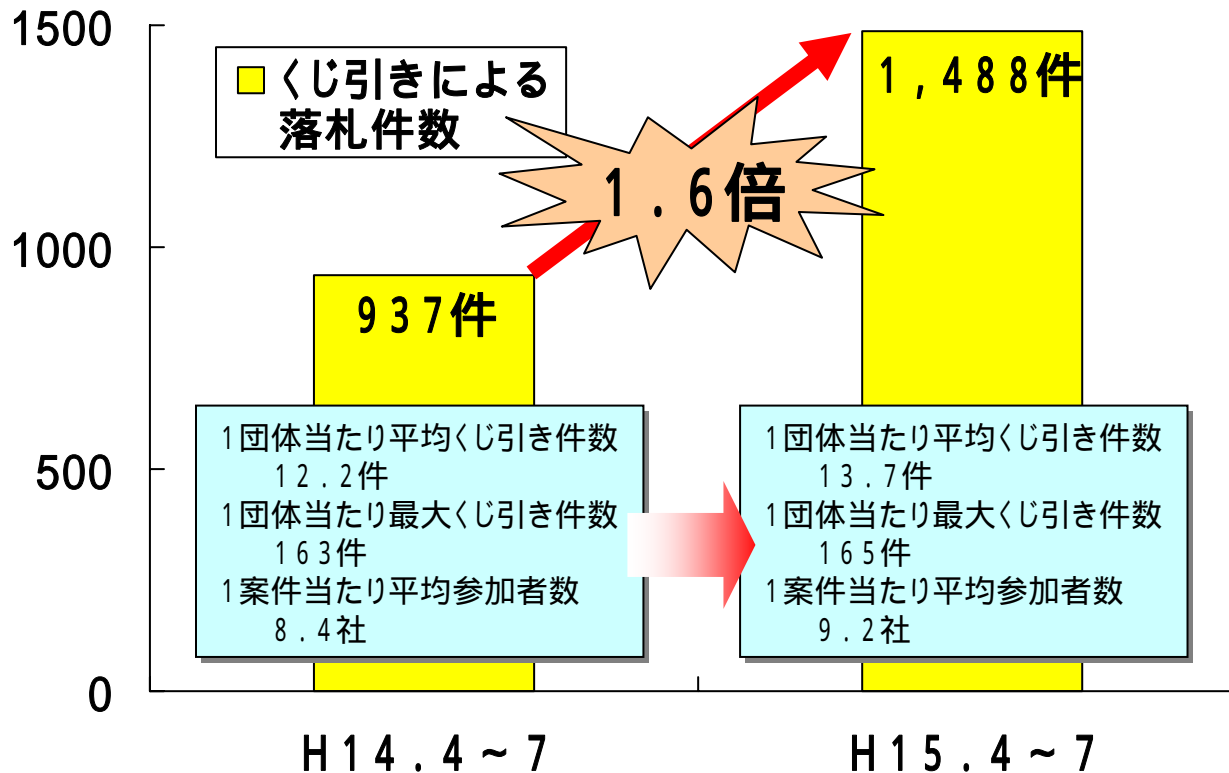


地方公共団体におけるくじ引きによる落札決定の実態

全国の地方公共団体のうち、最低制限価格制度を導入している1,826団体を対象に実態調査を実施

最低制限価格を事前公表しているのは236団体。この約60%に相当する145団体においてくじ引き落札が発生

H14年度とH15年度の同時期(4~7月)で比較すると、くじ引きによる落札件数はおよそ1.6倍に急増



くじ引き発生団体数 (H14.4~H15.7)	145団体
くじ引き落札件数 (H14.4~H15.7)	5,337件
1団体当たり 年平均くじ引き落札件数	32.3件
1団体当たり 最大くじ引き落札件数	773件
1案件当たり 平均くじ引き参加者数	7.7社

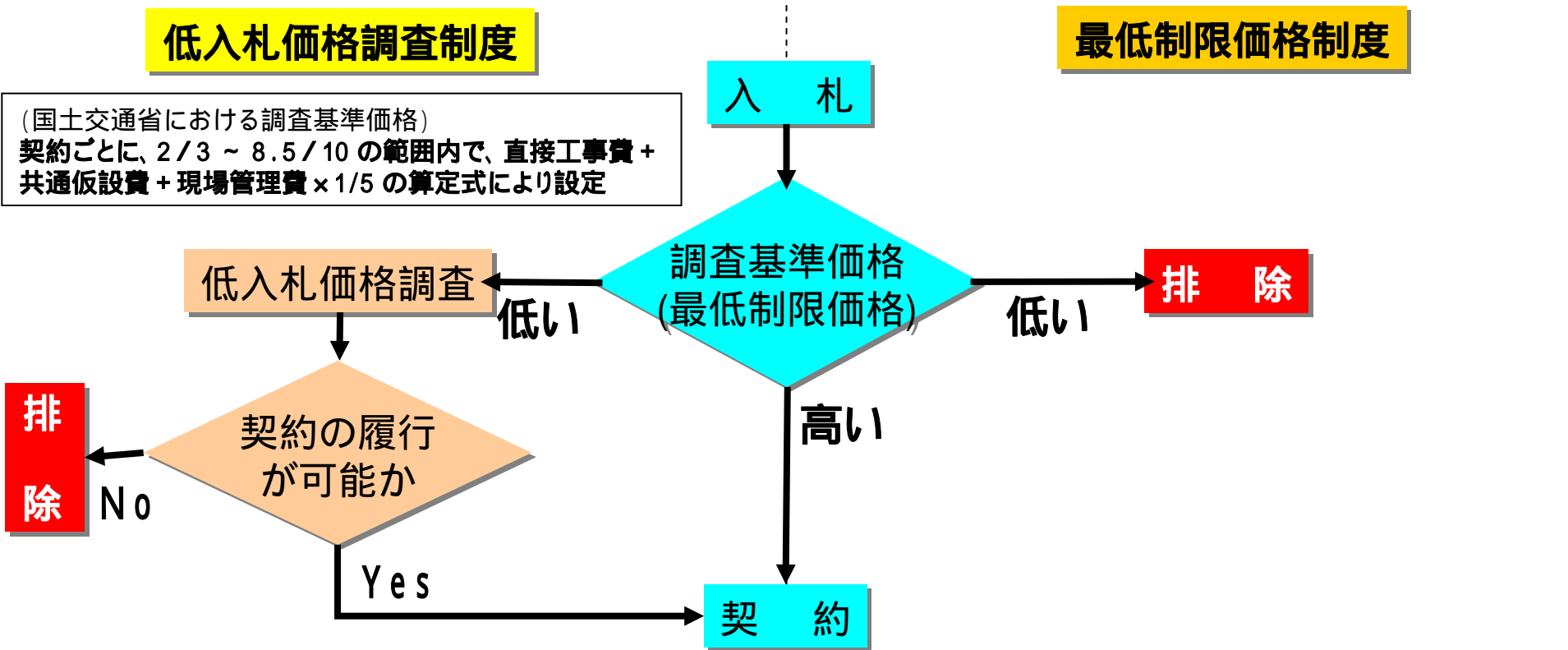
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。

低入札価格調査制度

最低制限価格制度

(国土交通省における調査基準価格)
契約ごとに、 $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内で、 $\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 1/5$ の算定式により設定



会計法 § 29の6 (契約の相手方)

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

予決令 § 85

- ・ 契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

地方自治法 § 234 (契約の締結)

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

地方自治法施行令 § 167の10第2項

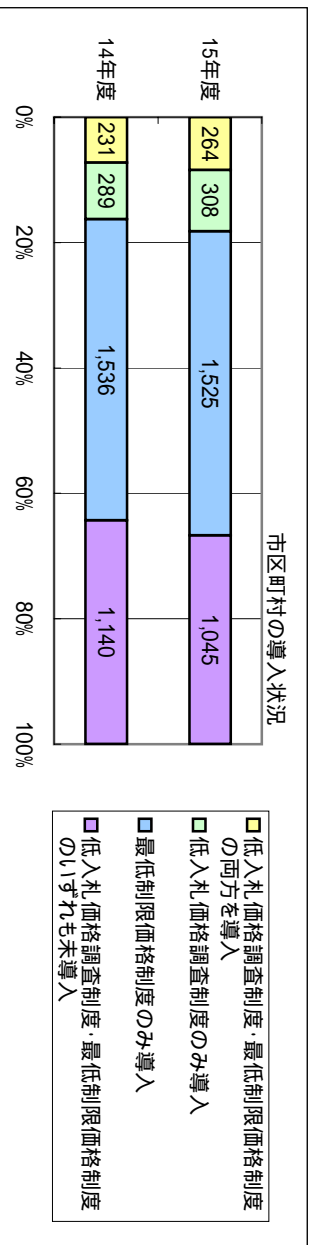
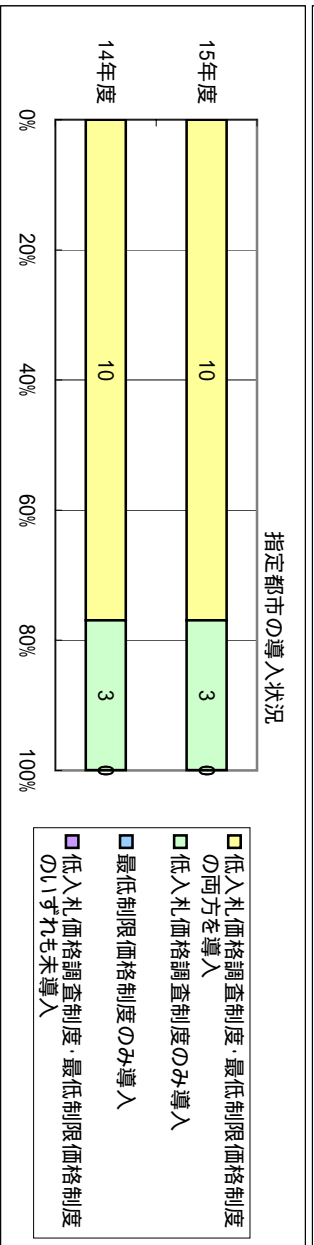
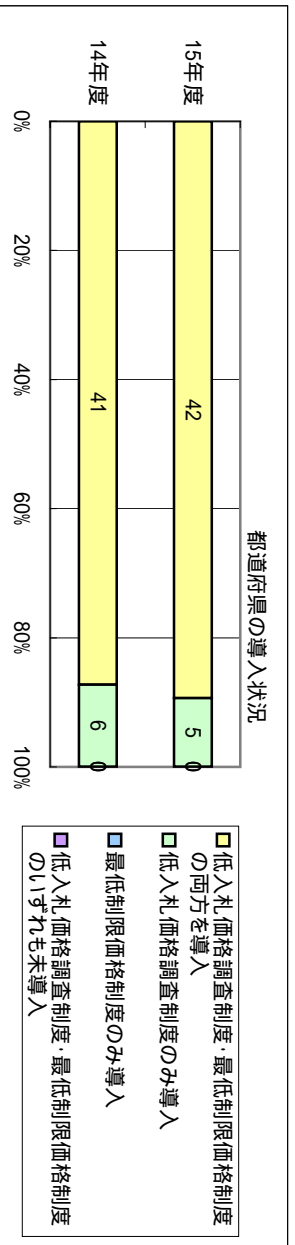
- ・ 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

地方公共団体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

(平成16年3月末現在)

会計法の適用を受ける国の機関では、一定の価格以下で落札した建設業者について、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度が実施されているが、地方自治体では、一定の価格以下での入札を一律に無効にする最低制限価格制度を導入している団体が多い。

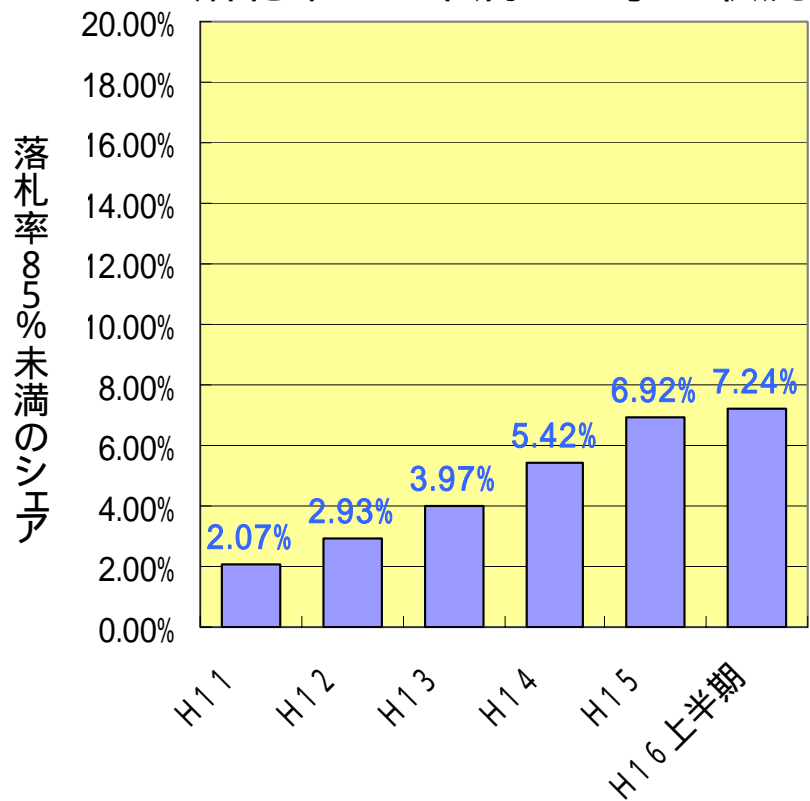
	低入札価格調査制度・最低制限価格制度の両方を導入		低入札価格調査制度のみ導入		最低制限価格制度のみ導入		低入札価格調査制度・最低制限価格制度のいずれも未導入	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	41 87.2%	42 89.4%	6 12.8%	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	10 76.9%	10 76.9%	3 23.1%	3 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	231 7.2%	264 8.4%	289 9.0%	308 9.8%	1,536 48.1%	1,525 48.5%	1,140 35.7%	1,045 33.3%
計	282 8.7%	316 9.9%	298 9.2%	316 9.9%	1,536 47.2%	1,525 47.6%	1,140 35.0%	1,045 32.6%



都道府県等における低価格入札の推移

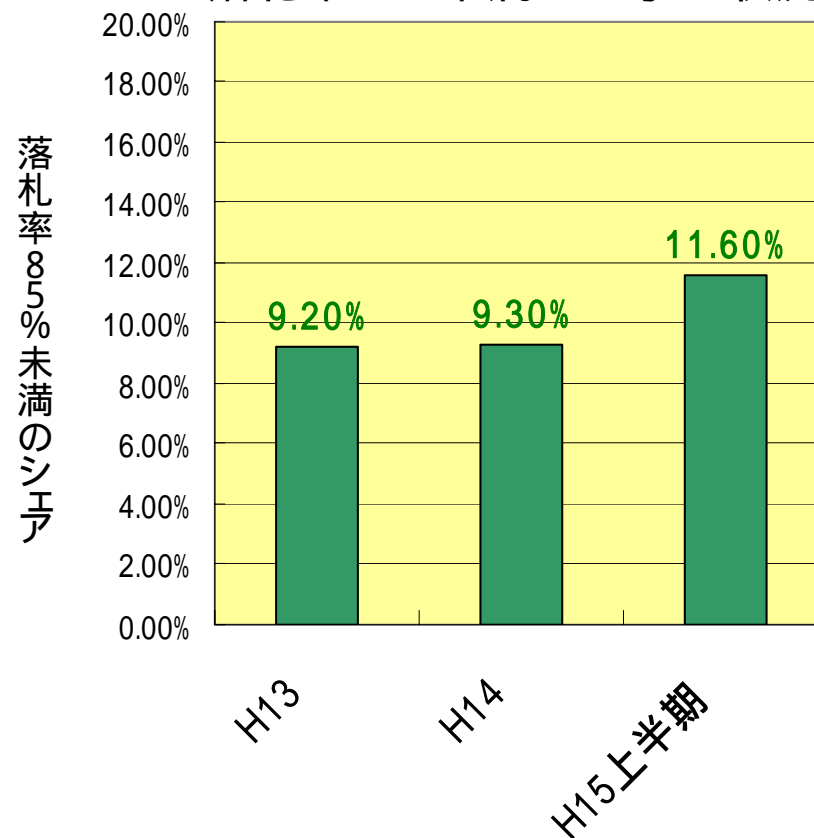
- ・都道府県では、全体の約1割は落札率85%未満の工事
- ・国土交通省直轄工事においては、落札率85%未満の工事が年々増加し、H16上半期には85件(全体の約7%)

国土交通省直轄工事における落札率85%未満の工事の状況



落札率85%未満の工事のシェア

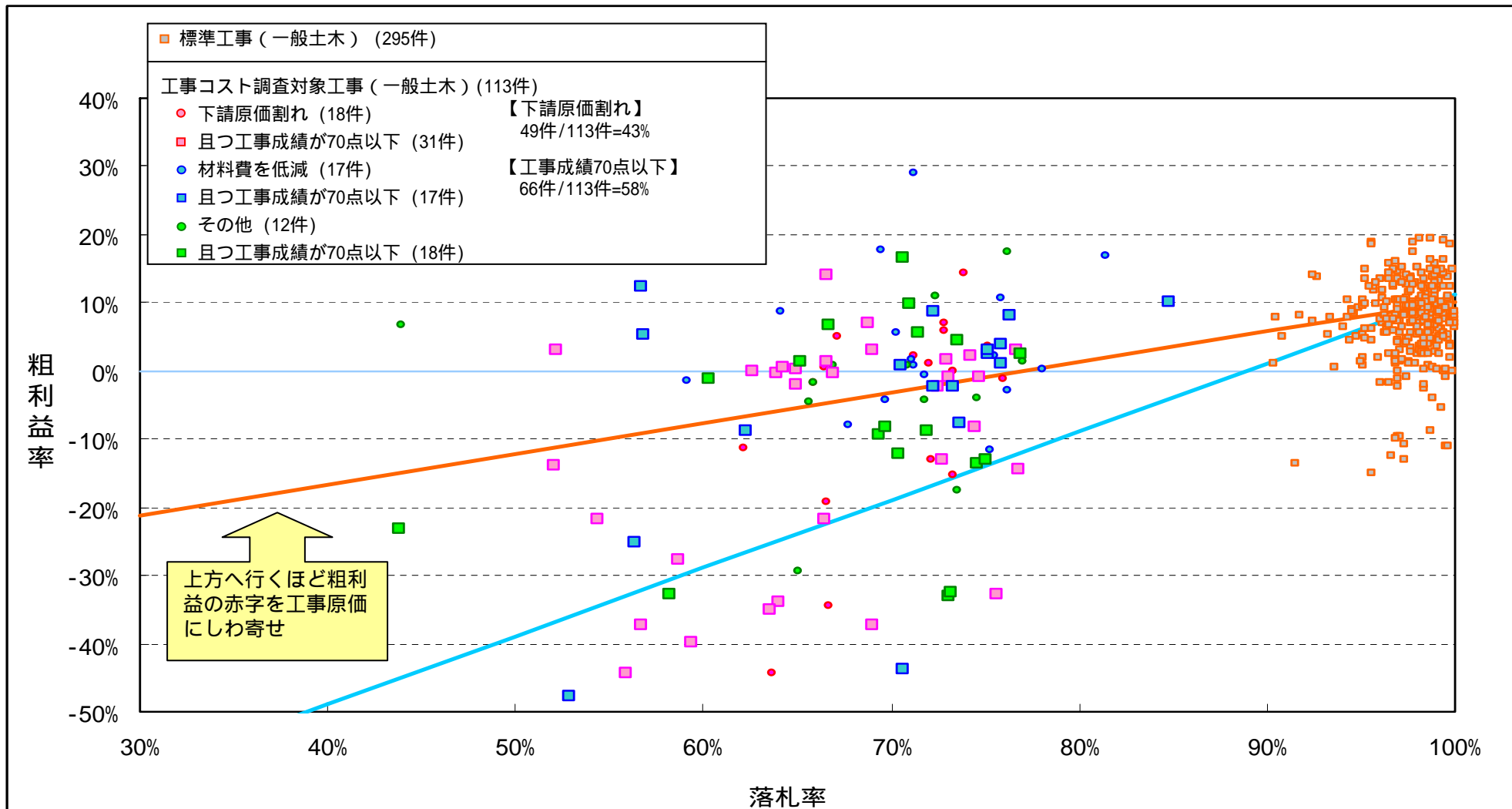
全都道府県における落札率85%未満の工事の状況



落札率85%未満の工事のシェア

落札率と粗利益率(原価割れはマイナス)の関係

落札率が低くなると、工事原価にしわ寄せして赤字幅を圧縮するケースが増加。
 工事原価へのしわ寄せで、下請けも原価割れする場合や工事成績が70点以下の場合が増加。



(工事コスト調査対象工事(一般土木)の分布状況)

- : 工事原価は変えないで粗利益のみ圧縮して落札した場合
- : 実績の回帰線

$$\text{粗利益率} = (\text{請負金額} - \text{工事原価}) / \text{予定価格}$$

都道府県・政令市における失格価格等の例

一部の自治体では、低入札価格調査において、失格判断基準価格等の数値的判断基準を導入し、入札価格の総価又は積算内訳項目に対して基準を設定しているが、その基準に該当した場合は、他の調査を実施することなく失格としている。

総価に対する基準(例)

入札価格が設計価格の78.9%未満での入札者を除いた下位5社の入札価格の平均の95%の金額以下

設計内訳の「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」の金額にそれぞれの項目ごとに定められた比率を掛けたものを合計した金額以下

積算内訳に対する基準(例)

積算内訳の「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の金額が設計内訳のそれぞれの項目の金額の定められた比率以下

積算内訳の「純工事費」「現場管理費」がそれぞれ一定の算定式で求められた金額以下又は「純工事費」が下位5社の「純工事費」の平均の90%以下

不良・不適格業者の排除の徹底

施工体制の明確化

施工体制台帳の作成、
工事現場への備え置き

施工体系図の工事
現場への掲示

施工体制台帳の写し
の発注者への提出

発注者による工事
現場の点検

許可行政庁による
立入検査(施工体
制等調査指導班)

技術者の適正配置

大規模工事における
兼任の禁止(専任制)

監理技術者資格者
証による本人確認

発注者による技術者
の設置状況の点検

発注者支援データベ
ースによる専任制の確認

恒常的な雇用関係の
明確化(3ヶ月以上の
雇用関係が必要)

丸投げの禁止

発注者の承諾があ
る場合を除く丸投げ
の禁止

公共工事における丸
投げの全面禁止

丸投げの処分強化
(原則営業停止)

不正行為への対処

厳正な監督処分

監督処分情報の
公告・閲覧

談合等不正と疑わ
しい事実の公正取
引委員会、許可行
政庁への通知

関係機関との連携
による不正行為の
ホームページによる
公表(コラボレーシ
ョンシステム)

建設業法

入札契約 適正化法

ダンピング受注の排除

低入札価格調査対象工事における対策
・前払金の縮減(4割 2割)
・履行保証割合の引上げ(1割 3割)
・過去の工事で品質に問題があった企業
に対する受注者側技術者の増員

低入札価格調査制度や最低制限価格制
度の活用についての発注者への要請

元下関係の適正化

下請契約や代金支払に関
する業界団体への指導

下請代金の支払状況等に
関する調査、立入検査

暴力団の排除

不正行為の警察当局への通知

役員が暴力団構成員である申
請者の建設業許可からの排除

警察当局から排除要請のあつ
た者の指名対象からの排除

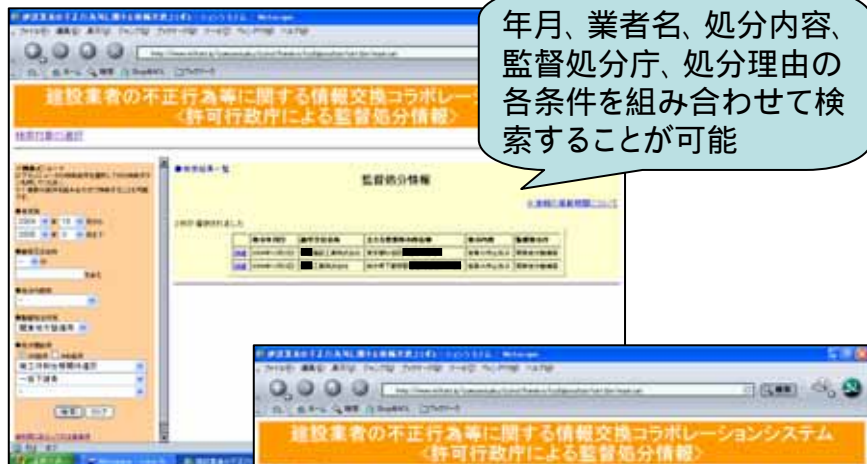
建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

国土交通省では、建設業における不正行為等の防止を図るため、関係機関と協力して情報を共有するシステムを国土交通省ホームページにおいて運用中。

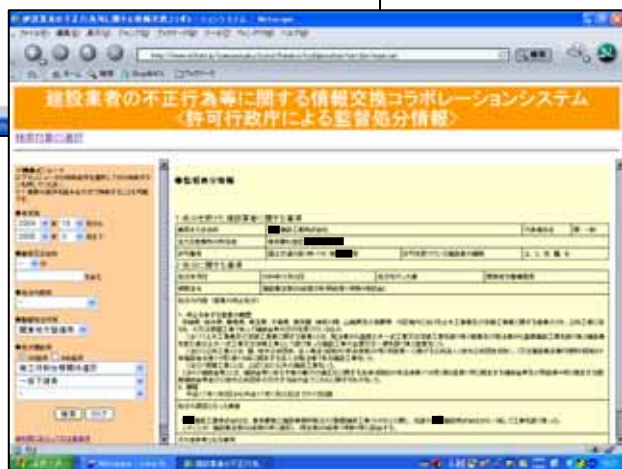
許可行政庁による監督処分情報

平成14年6月から掲載してきた国土交通大臣許可建設業者の監督処分情報に加え、都道府県知事許可建設業者の情報をあわせて掲載。(平成15年10月～)

年月、業者名、処分内容、監督処分庁、処分理由の各条件を組み合わせて検索することが可能



検索結果一覧

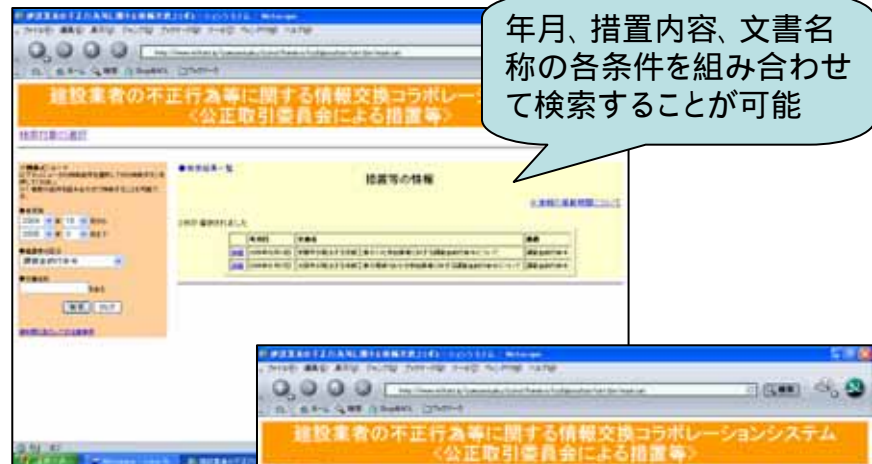


処分情報詳細

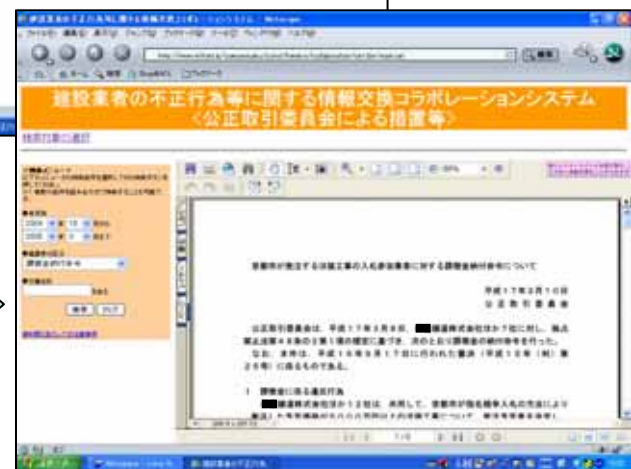
公正取引委員会による措置等

独占禁止法に基づいて建設業者に対して採られた措置等に関する情報を掲載。(平成16年3月～)

年月、措置内容、文書名称の各条件を組み合わせて検索することが可能



検索結果一覧



措置情報詳細

コラボレーションシステムのアドレスは <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/index.html>
実際の画面上では黒ぬり部分も表示

施工体制等調査指導班

不良・不適格業者の排除を推進するため、地方整備局等の建設業担当部局による立入調査や報告徴取を行い、不正行為等に対して監督処分等の厳正な対応を実施しているところ。

立入検査対象

発注者から通知を受けた一括下請負の疑いがある事案の他、経審の虚偽記載の疑いがある事案、適切な施工が行えない恐れがあるものや技術者の専任違反のある事案等について、必要に応じ立入検査を行う。

立入検査方法

抜打ちによる工事現場や営業所への立入検査を行う他、既に工事が終わっている事案や経審の虚偽記載の疑いがある事案については、報告徴取を行う。

専門家との協力

暴力団等の関係について都道府県警察、経審虚偽記載の関係について公認会計士と必要に応じ連携を図りつつ、より効果的な調査を実施することとしている。

平成16年度実施結果

前年度からの継続案件を含め119件を調査（107件）

疑義が確定した80件について監督処分等の措置（54件）

- ・許可取消処分 1件（0件）
- ・営業停止処分 27件（10件）
- ・指示処分 43件（26件）
- ・勧告等 9件（14件）
- ・その他 0件（4件）

（ ）は平成15年度実績

確定した疑義内容は92件（65件）

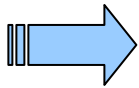
- ・一括下請負 10件（4件）
- ・技術者制度違反 34件（28件）
- ・経営事項審査虚偽記載 15件（8件）
- ・施工体制台帳等虚偽記載 7件（3件）
- ・無許可業者との下請契約違反 10件（4件）
- ・下請契約締結制限違反 5件（2件）
- ・施工不良 2件（7件）
- ・その他 9件（9件）

公共工事の成績評定

監督・検査とは異なり、会計法及び地方自治法により各発注者に義務付けられているものではないが、適切な履行の確保に加え、受注者選定の適正化にも資するものであること等から、入札契約適正化法に基づく適正化指針(ガイドライン)において、実施が求められている。

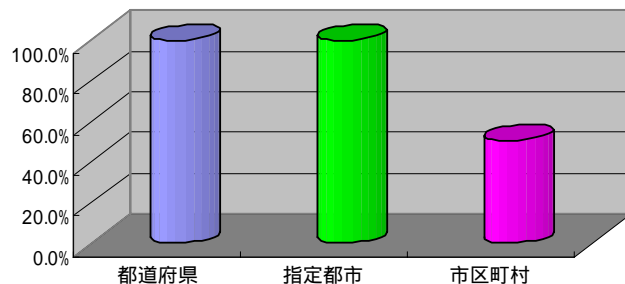
【適正化指針(抜粋)】

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、工事の施工状況の評価(工事成績評定)を行うよう努めるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。



適正化指針等を踏まえ、国土交通省においては、優れた技術力、創意工夫への評価についてより加点を行うこととする一方、不良行為等に対する減点を大きくするよう評定実施要領を改正済み。

【地方公共団体における工事成績要領の策定状況】



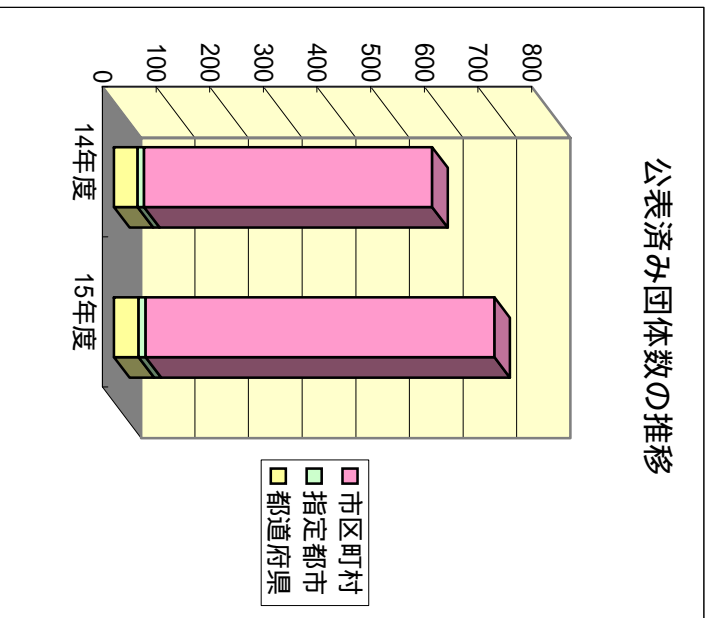
	策定済み	未策定
都道府県	47 100.0%	0 0.0%
指定都市	13 100.0%	0 0.0%
市区町村	1593 50.7%	1549 49.3%
小計	1653 51.6%	1549 48.4%

地方公共団体における工事成績評定要領の公表について (平成16年3月末現在)

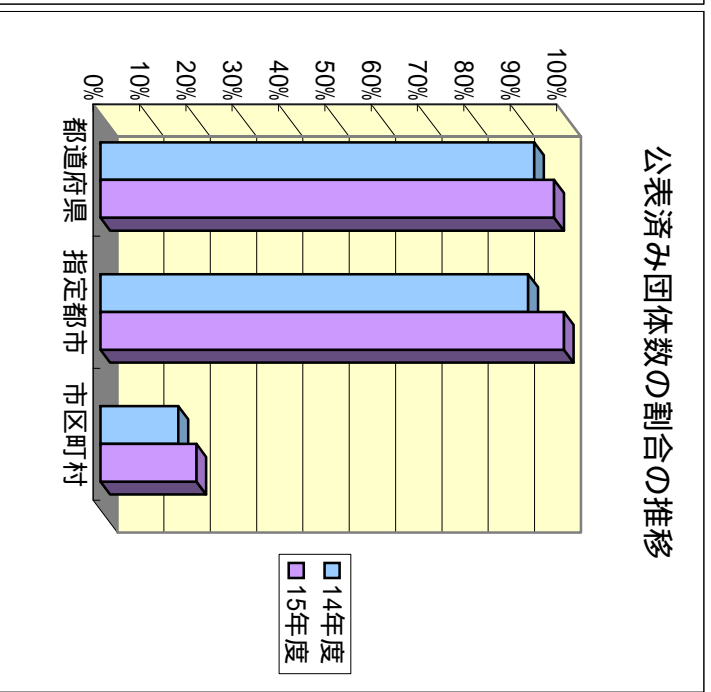
工事成績評定の要領は、工事の品質を確保するために重要な役割を果たすものであるが、その策定、公表の状況は、必ずしも十分ではなく、公表済み団体は1/4以下となっている。

	公表済み		公表予定		未公表		未策定	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県	44 93.6%	46 97.9%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	12 92.3%	13 100.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	537 16.8%	650 20.7%	247 7.7%	213 6.8%	739 23.1%	730 23.2%	1673 52.4%	1549 49.3%
計	593 18.2%	709 22.1%	250 7.7%	213 6.7%	740 22.7%	731 22.8%	1673 51.4%	1549 48.4%

公表済み団体数の推移



公表済み団体数の割合の推移



工事成績評定の実例(国土交通省の土木工事の場合)

国土交通省では、検査終了後、総括監督員・主任監督員・技術検査官の3名が工事成績採点表(下記)を使用し、工事成績評定を実施。

別記様式第1

工事成績採点表〔完成、一部完成〕

平成 年 月 日 作成
地方整備局 工事事務所

工事名		契約金額(最終)																								
請負者名		工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										完成年月日 平成 年 月 日					平成 年 月 日									
考 査 項 目		主任監督員					総括監督員					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点																								
評定点(65±加減点合計)※1		① . 点 ② . 点																								
7. 評 定 点 計		_____ 点 ○既済部分(中間)検査があった ○既済部分(中間)検査がなかつた																								
8. 法令遵守等 ※6		_____ 点																								
9. 評 定 点 合 計 ※7		_____ 点 ○7. 評定点計(_____ 点)																								
所 見 ※4		(主任監督員)										(総括監督員)														

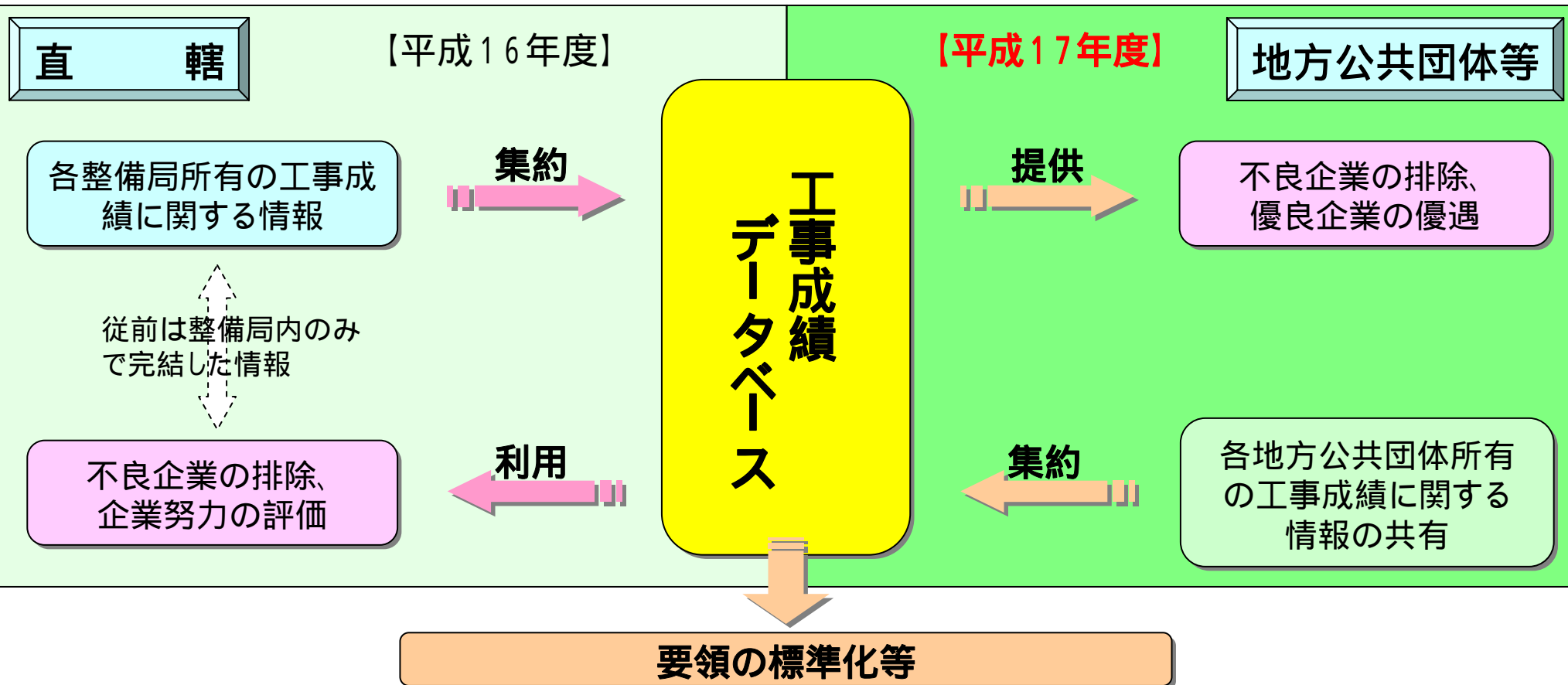
評価項目ごとにa~eで評価を行う。

「高度技術」「創意工夫」「社会性等」等では、一定範囲内で加点評価。

「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生により、減点評価。

地方公共団体等での工事成績の活用を促進させるため、直轄工事成績データの提供を行うとともに、地方公共団体と連携してデータの拡充を推進

- ・直轄工事成績データを地方公共団体に提供することにより、工事成績評価を行っていない地方公共団体をはじめとして、企業評価において工事成績の活用を促進
- ・併せて、地方公共団体と連携して工事成績評価データの交換・充実に着手し、直轄における地方公共団体の工事成績の活用を推進



地方公共団体における入札監視委員会等 第三者機関の運営ガイドライン

(H15.11.12 「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」等の作成について)

背景・目的

入札及び契約における不正行為の防止等を図るためには、入札監視委員会等の第三者機関の活用を推進しその透明化を図ることが特に重要であると考えられる。その設置・運営のためには、委員の選任、予算の確保等が必要で、一定のノウハウが必要となるものであることから、地方公共団体の取組みを促進すべく、8月に実施した第三者機関活用実態調査の結果を踏まえガイドラインを作成。

概要

ガイドライン

- 適正化指針で求められている第三者機関の機能等
- 運営に当たったっての具体的指針
 - 機関の設置までの準備作業
 - 委員の選任
 - 委員の数
 - 委員の選任方法、選任基準の策定状況
 - 設置・運営に関する規定等の制定
 - 予算の確保
 - 開催の状況
 - 開催頻度
 - 審議件数
 - 調査・審議の内容等
 - 調査・審議の対象項目
 - 具申された意見の概要及び意見への対応
- 参考資料
 - 設置状況、設置時期
 - 未設置の理由
 - 第三者機関に期待する役割

関連資料

- 国土交通省における入札監視委員会設置・運営要領等
- 地方公共団体における第三者機関の設置要綱等
- 活用実態調査結果

入札契約適正化法に基づく適正化指針（抜粋）

苦情処理

苦情に対する説明等

- ・ 個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、(中略)、競争参加資格があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。
- ・ 指名競争入札において、指名されなかった者が、(中略)理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。
- ・ 総合評価方式において、落札者とならなかった者が、(中略)理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともにその者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。
- ・ 工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、(中略)適切な説明をする

再苦情処理における第三者機関の活用

- ・ これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとする 것도検討すべきであり、(中略)この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切である。

第三者によるチェック

- ・ 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、(中略)入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

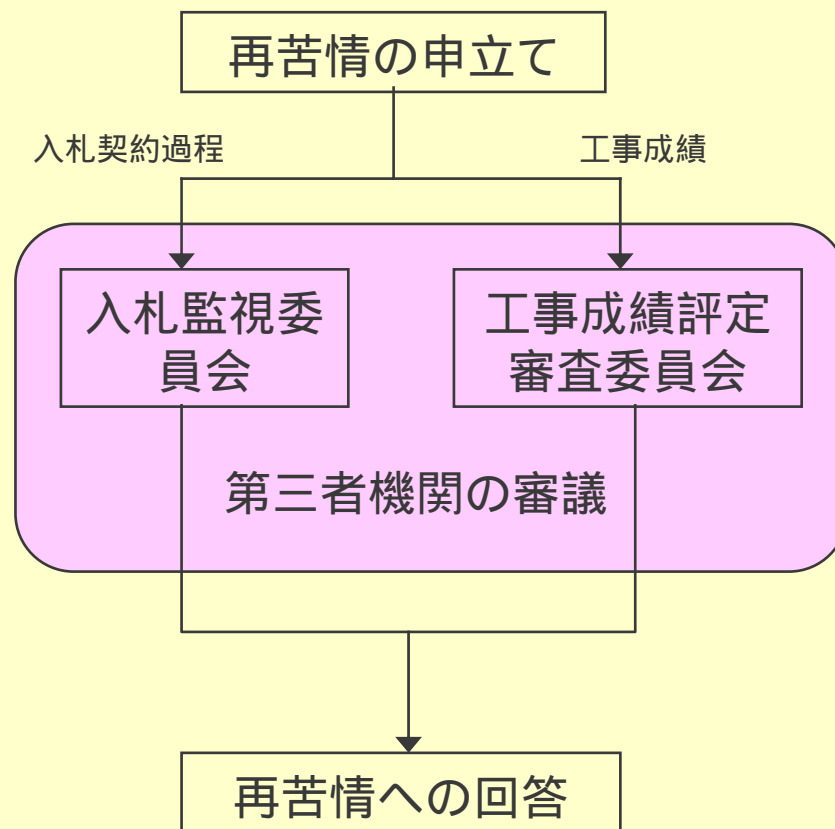
国土交通省直轄工事における苦情処理の仕組み

入札契約適正化法に基づき策定された適正化指針において、入札及び契約の過程や工事成績評価に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備することとされたこと等を踏まえ、地方整備局等が実施する苦情の処理のための制度を構築

申立ての対象

- (1) 入札及び契約の過程に関する苦情
非指名理由
総合評価方式による非落札理由
随意契約方式における契約の相手方としての非選定理由 等
ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円を超えないものを除く。
政府調達に関する協定対象工事については、政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われる。
- (2) 工事成績に関する苦情
成績評価の結果

再苦情への対応



苦情処理方策の策定及び公表について

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果より（平成16年10月15日）

	策定済み		未策定	
	14年度	15年度	14年度	15年度
国	11 ----- 61.1%	13 ----- 72.2%	7 ----- 38.9%	5 ----- 27.8%
	34 ----- 87.2%	33 ----- 89.2%	5 ----- 12.8%	4 ----- 10.8%
特殊法人等	40 ----- 85.1%	42 ----- 89.4%	7 ----- 14.9%	5 ----- 10.6%
	12 ----- 92.3%	12 ----- 92.3%	1 ----- 7.7%	1 ----- 7.7%
	236 ----- 7.4%	255 ----- 8.1%	2960 ----- 92.6%	2887 ----- 91.9%
	288 ----- 8.9%	309 ----- 9.7%	2968 ----- 91.1%	2893 ----- 90.3%
計	333 ----- 10.0%	355 ----- 10.9%	2980 ----- 90.0%	2902 ----- 89.1%

発注者支援データベースの概要

公共工事発注機関が必要とする建設業者に関する客観的な情報を、一体的に提供することが可能なデータベースシステムで、平成8年より運用開始。
各発注者は、本データベースシステムを活用することにより、入札参加資格確認作業等の省力化、厳正化、技術者専任制度のチェック等が可能となる。

【データベースにより提供される情報項目】

工事实績情報サービス	企業情報サービス	専任制確認サービス
工事实績情報 ・工事契約内容の情報 ・施工内容に関する情報	監理技術者資格証情報 建設業許可情報 経営事項審査情報 前払金保証契約情報	監理技術者重複工事 確認結果 監理技術者資格証情報 確認結果 監理技術者所属業者 確認結果 主任技術者重複工事 確認結果

工事实績に関するデータベース

- ・平成6年度から蓄積開始
- ・約11万社・約140万件の工事情報を蓄積(平成16.12末現在)

公共発注機関

建設会社・技術者の工事实績確認
監理技術者の専任の確認

工事発注



建設会社

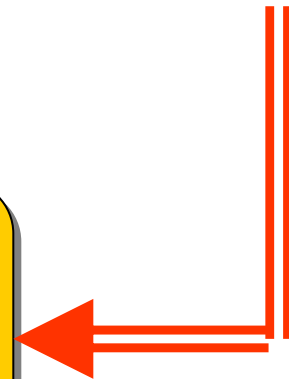
工事カルテの作成

工事实績に関する
情報



工事实績に関する
データベース

発注者の確認を受けた
工事カルテを登録

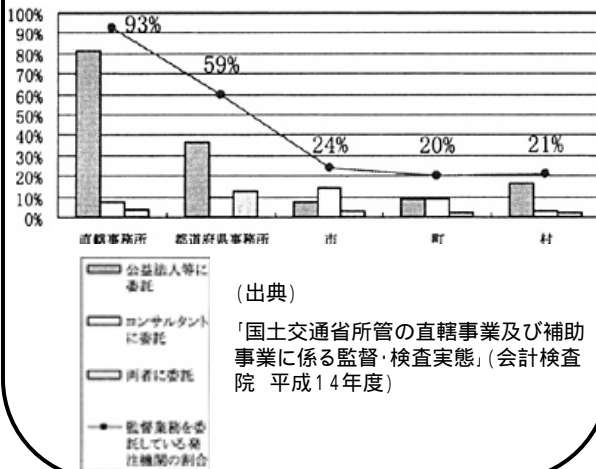


公共工事における発注者支援事例

積算、監督等の一部業務支援

例) 監督業務についての外部機関による技術支援状況(国土交通省所管分)

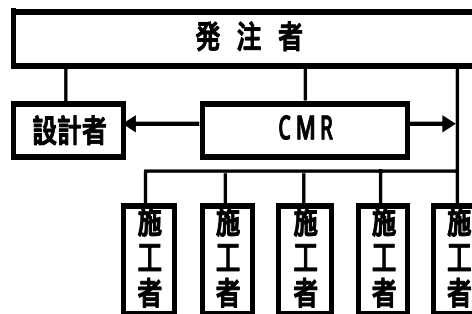
業務の委託先は、都道府県により管内に設立された公益法人等と民間の建設コンサルタントに大別される。



プロセス全体を通じた支援(CM方式)

例) 胆沢ダム建設工事

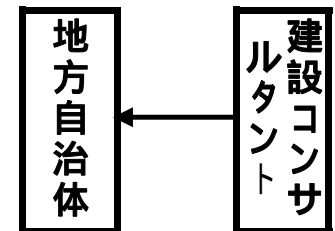
マネジメント業務実施者(CMR)の業務内容は、設計照査、試験計画、材料等技術評価、工程フォローアップ、安全管理、品質管理、施工調整、コスト縮減案の作成等広範に亘る。



助言等の包括的業務支援(アドバイザー業務)

例) 技術顧問制度
(埼玉県飯能市)

建設コンサルタントは、市と技術顧問契約を締結し、建設工事の事業化から設計、発注、施工、検査までの工程における専門技術に関する指導、助言、支援等を実施。



建設技術センター等の概要

沿革

建設技術センター等は、地方公共団体における建設行政を支援・補完し、良質な社会資本の整備に貢献することを目的として、道府県により昭和42年から順次公益法人として設立されている。(なお、全国組織である全国建設技術センター等協議会に加盟する団体は、平成16年8月現在、全国で41団体になる。)

業務内容

各団体ごとに業務内容は少しずつ異なるが、主なものは以下のとおり。このうち、発注者支援として、地方公共団体からの受託事業を実施している。

- 公共建設事業の企画・調査、設計・積算、施工管理
- 災害時の職員派遣による支援
- 道路・公園等の施設の点検・維持管理
- 技術者養成のための各種研修・講習会の実施
- 建設材料試験の実施
- 技術相談窓口の設置
- 各種研究の実施

公共工事の監督・検査

契約締結後、当該契約の完全な履行を図るため、会計法及び地方自治法により、監督・検査を行うことが義務付けられている。
なお、必要に応じ外部委託して実施することも認められている。

【会計法第29条の11】（地方自治法においても同趣旨の規定が置かれている）

- 1 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合において、…自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。
- 2 契約担当官等は、…自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認…をするため必要な検査をしなければならない。
- 5 契約担当官等は、特に必要があるときは、…国の職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行なわせることができる。

【地方公共団体における基準の策定状況】

(監督基準)

	策定済み	未策定
都道府県	45 95.7%	2 4.3%
指定都市	12 92.3%	1 7.7%
市区町村	1627 51.8%	1515 48.2%
計	1684 52.6%	1518 47.4%

(検査基準)

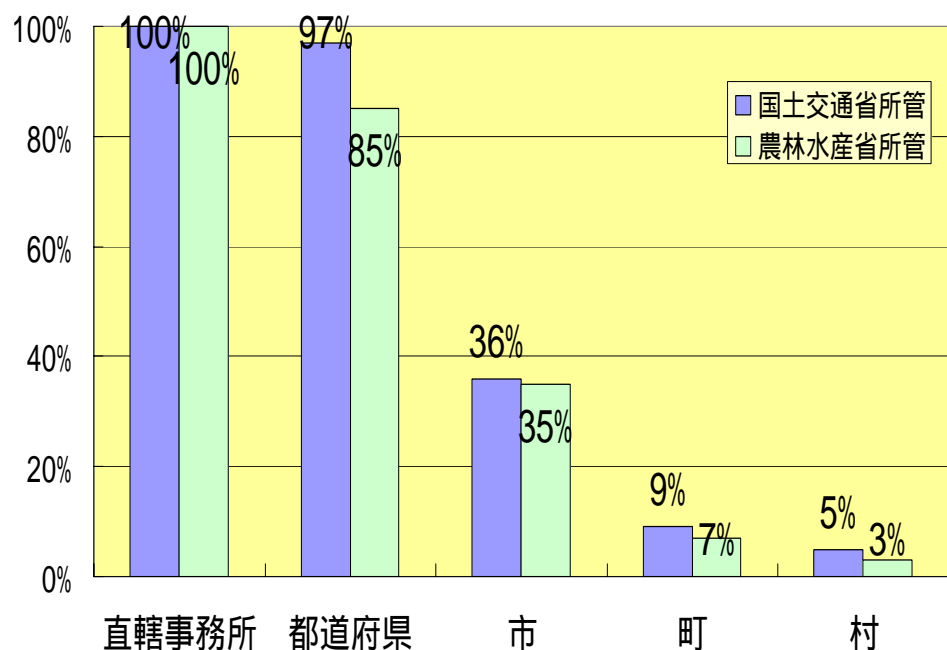
	策定済み	未策定
都道府県	46 97.9%	1 2.1%
指定都市	13 100.0%	0 0.0%
市区町村	1738 55.3%	1404 44.7%
計	1797 56.1%	1405 43.9%

公共工事における監督・検査の実施の状況

平成14年度会計検査院 会計検査結果

「公共工事の品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について」(特定検査項目)より

監督要領等の整備状況(整備率)



検査要領等の整備状況(整備率)

